

P T A規約

(第1章 名称)

第1条 本会は志村第二中学校P T Aと称し事務所を同校内におく。

(第2章 目的及び活動)

第2条 本会は父母と教職員とが協力して生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって生徒の生活を補助する。
2. 生徒の生活環境をよくする。
3. 会員相互の教養をたかめ親睦を深める。

(第3章 方針)

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理には干渉しない。

(第4章 個人情報の取り扱い)

第5条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱い基本方針」「個人情報取扱い方法」に定め、適正に運用するものとする。

(第5章 会員)

第6条 本会の正会員は本校に在籍する生徒の父母またはこれに代わる者及び本校に勤務する教職員としすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 本会の会員は会費を納めるものとする。

会費は第9条に規定する通りとする。

(第6章 入会及び退会)

第8条 本会への入会及び退会は次の方針とする。

1. 本校に在籍する生徒の父母、またはこれに代わる者は、原則として、その生徒の入学のときに本会に入会し、その生徒の卒業又は転校のときに本会を退会する。

2. 前項にかかわらず、本会への入会を希望しない者は、生徒の入学に際してその旨を書面により本会に申し出ることができる。
3. 本会の会員は、本会からの退会を希望するときは、いつでも本会に書面により申し出ることができる。
4. 本条にかかわらず、本校の教職員の入会及び退会については、本校と協議の上、別途定めるものとする。

(第7章 会費)

第9条 本会の会費の扱いについては、次のとおりとする。

1. 会員は、会費として、生徒1名につき月額100円（年額1,200円）を本会に納入する。
2. 会費は、入会又は退会の時期にかかわらず、日割り計算はしない。
3. 会員が正当な理由なく会費の納入を怠った場合、本会主催のイベントへの当該会員及びその生徒の参加などが認められず、あるいは、本会からの配布物又は贈答品が受けられないことがある。
4. 会費は、板橋区立志村第二中学校が本会に代わり徴収する。但し、会員が希望する場合、また会費に未払いが生じた場合、本会は会員より直接徴収する。

(第8章 会計)

第10条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第11条 会の会計は総会によって議決された予算に基づいて行う。

第12条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 本会の会計年度は毎年四月一日から始まり翌年三月三十一日に終わる。

(第9章 役員)

第14条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 2～3名（うち1名は副校長とする）
3. 書記 2～3名（うち1名は学校側とする）
4. 会計 2～3名 （ ” ” ）

第15条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会ならびに実行委員会の議事を記録し各種の会合について通知する。
4. 会計は総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し総会において会計監査を経た決算報告をする。

第16条 役員の任期は一年とする。ただし再任は妨げない。

(第10章 総会)

第17条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

第19条 定期総会は5月に開催する。

第20条 総会の定足数は会員の4分の1（委任状を含む）とし議事は出席者の過半数で決する。

(第11章 会計監査)

第21条 本会の会計を監査するため二名の会計監査を設ける。

第22条 会計監査は総会において承認される。

第23条 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行うことができる。

第24条 会計監査の任期は一年とする。ただし再任を妨げない

(第12章 顧問)

第25条 本会に顧問をおくことができる。顧問は本会の功労者で総会の承認を得た者とする。

(第13章 改正)

第26条 本会の規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

- 一、 本規約は平成9年4月1日から実施する。
- 一、 平成9年3月総会において一部改正。
- 一、 平成13年3月総会において一部改正。
- 一、 平成24年度3月総会において、一部改正。
- 一、 平成28年度3月総会において、一部改正。
- 一、 平成30年度3月総会において、一部改正。
- 一、 令和4年度2月総会において、一部改正。

一、 令和7年度2月総会において、一部改正。